

# ながさき農林業グリーン化総合対策事業について

## <背景>

- 国では、「みどりの食料システム戦略」により、2050年までに化学肥料の使用量30%低減や化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指しており、本戦略を基に「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が制定されたところ。
- これを受け、県でも「長崎県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン）を策定した。

## <事業概要>

- 化学肥料低減、化学農薬低減、燃油低減による環境保全型農業の取組推進に向けて、農業者等へ、これらに資する農業機械等（以下「農機等」という。）の導入を支援する。

項目	内容
事業実施主体	市町 ※取組主体は、農業者、農業法人、公社、農業者の組織する団体
事業メニュー	①化学肥料低減型：直接的に化学肥料低減に資する農機等（側条施肥機、堆肥散布機等） ②化学農薬低減型：直接的に化学農薬低減に資する農機等（水田除草機、UV-B照射装置等） ③化石燃料低減型：直接的に化石燃料低減に資する農機等（ヒートポンプ等） ※設置工事等に係る経費を含む。
補助率	3分の1以内 ※市町が県費以外に10分の1以上補助する場合に限る。
補助上下限	取組主体1組織当たり 補助額の上限：2,000千円 補助対象事業費の下限額：500千円
実施基準	①長崎県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領に基づく環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定（みどり認定）を受けておくこと。 ※交付決定までに認定の用途が立つ場合は可。 ②助成対象者（事業に取組む個々）の受益面積は、露地栽培で50a以上、施設栽培で10a以上。 ③受益戸数は1戸以上。
成果目標	①化学肥料の窒素成分の低減割合 ②化学農薬の低減回数割合 ③燃油の使用量の低減割合

<採択に係るポイント>

1. 現況値と成果目標の水準	事業実施内容に応じて、(1)～(3)を選択。 不採択～6ポイント
(1) 化学肥料(窒素分)の低減	①県の慣行レベルのうち現況をポイントとして設定 50%以上低減を上限に0～3ポイント ②現況と比較した成果目標をポイントとして設定 50%以上低減を上限に不採択～3ポイント
(2) 化学農薬散布回数の低減	①県の慣行レベルのうち現況をポイントとして設定 50%以上低減を上限に0～3ポイント ②現況と比較した成果目標をポイントとして設定 50%以上低減を上限に不採択～3ポイント
(3) 燃油の使用量低減	・現況値ポイントの設定が困難であるため、成果目標のみを設定 80%以上低減から30%未満の低減を範囲として 不採択～6ポイント
2. 環境負荷低減型農業の取組及び継続性	内容に応じて、(1)～(4)のポイントを加算。 0～5ポイント
(1) 取組意欲	・取組主体の参画数でポイント設定 4戸以上を上限に1～2ポイント
(2) 新規就農者の確保対策	・新規就農者が取組主体に属しているかでポイント 属している場合は1ポイント
(3) 次代の担い手確保対策	・45歳未満が取組主体に属しているかでポイント 属している場合は1ポイント
(4) 認定農業者の経営改善	・認定農業者の構成人数でポイント設定 全員が認定農業者の場合は1ポイント
3. その他	内容に応じて、(1)～(3)のポイントを加算 0～4ポイント
(1) 事業継続計画(BCP)の整備	・事業継続計画(BCP)を策定している農業者が取組主体に属しているかでポイント設定 属している場合は1ポイント
(2) 農業生産工程管理(GAP)の認証	・農業生産工程管理(GAP)の取組及び認証を受けている農業者が取組主体に属しているかでポイント設定 認証は2ポイント、取組は1ポイント
(3) 農業保険の加入	・収入保険や農業共済に加入しているかでポイント設定 全員が加入している場合は1ポイント